

## 点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	電気通信サービスにおける利用者保護規律の見直し・充実（初期契約解除制度）	府省名	総務省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 電気通信事業法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況					課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				※
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし				※
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし				

### 【課題の説明】

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《代替案との比較に係る補足説明》

契約の解除に関する規定は、現に業界自主基準（電気通信サービス向上推進協議会が定める「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」）において設けられているところ（第8条に規定）であり、同ガイドラインにおいては、「訪問又は電話による勧誘の誤認防止を目的として、「サービス提供開始前の場合」についての解除ルールを設けたものとなっている。

代替案の具体的な内容としては、規制の事前評価書中「各規制を・・・業界で自主基準を策定しこれに基づき取り組む等・・・自主的取組に委ねる」としているとおり、改正案と同様に、

- ・（販売形態にかかわらず、）利用者は契約締結書面受領後等8日間は相手方の同意なく契約解除可能、
- ・電気通信事業者は契約解除に伴う損害賠償・違約金等の請求禁止、
- ・対価請求は解除までの期間におけるサービスの対価の範囲に制限

といった内容の契約の解除に関する規定を設けるよう、行政として働きかけることを想定している。

なお、改正案では利用者に不利な特約を無効とすることとしているが、自主基準では、ある契約の特約を無効とすることはできないと考えられ、自主基準に設けることは想定していない。したがって、自主基準において、改正案と同様に上記の内容の規定を設けたとしても、その実効性の担保には限界があると考えられる。そのため、規制の事前評価書において、費用については「改正案と同様の事項について遵守費用が生じるが・・・改正案における遵守費用よりも少なくなる。」、便益については「改正案と同様の便益があるが・・・改正案における社会的便益よりも少なくなると考えられる。」と記載している。